

平成30年度食品安全委員会運営計画（案）

平成30年3月

食品安全委員会

目 次

○ 審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿	1
第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項	2
第2 委員会の運営全般	3
第3 食品健康影響評価の実施	4
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2 評価ガイドラインの策定等	
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	5
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2 食品安全モニターからの報告	
第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	5
1 食品健康影響評価技術研究の推進	
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第6 リスクコミュニケーションの促進	7
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	
第7 緊急の事態への対処	9
1 緊急事態への対処	
2 緊急事態への対処体制の整備	
3 緊急時対応訓練の実施	
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	10
第9 国際協調の推進	10

＜審議の経緯＞

平成30年1月29日 第23回企画等専門調査会
平成30年2月6日 第683回食品安全委員会（報告）
平成30年2月7日から3月6日まで 国民からの意見の募集
平成30年3月27日 第690回食品安全委員会

＜食品安全委員会委員名簿＞

委員長	佐藤	洋
委員長代理	山添	康
	吉田	緑
	山本	茂貴
	石井	克枝
	堀口	逸子
	村田	容常

＜食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿＞

座長	川西	徹		
	有路	昌彦	高岡	慎一郎
	有田	芳子	道明	雅代
	畝山	智香子	戸部	依子
	浦郷	由季	長田	三紀
	大澤	幸弘	中村	重信
	鬼武	一夫	春名	章宏
	神村	裕子	松本	吉郎
	後藤	慶子	宮崎	禮子
	小西	寛昭	両澤	増枝
	迫	和子	渡邊	和久
	佐藤	宏哉	渡邊	美幸

＜第23回企画等専門調査会専門参考人名簿＞

原田	光康	横田	篤宣
----	----	----	----

第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項

(1) 事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

(2) 重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等を含む食品衛生法の改正等の動向を踏まえつつ、効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用並びに事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）について「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用～」（平成29年6月30日評価技術企画ワーキンググループ決定）に基づきリスク評価への活用を検討するとともに、ベンチマークドーズ法等について引き続き海外の評価機関等の動向を踏まえつつリスク評価への活用方策の検討を進める。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

食品健康影響評価を的確に実施するために、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（平成27年3月31日改正）。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的・戦略的に実施し、評価方法の企画・立案等にその成果を迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、リスク評価に関する国際的な議論に貢献するとともに、必要な情報を収集するため、国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員

を派遣する。さらに、平成29年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。

⑤ 緊急時対応の強化

関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

平成30年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

(4) 委員会と専門調査会の連携の確保

専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

(6) 事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドラインの策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。また、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを委員会事務局に導入し、評価書案の作成の効率化に資する。

平成30年度においては、アレルゲンを含む食品について、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会において議論を進める。

さらに、農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法や食中毒原因微生物の定量評価に資する技術等について、リスク評価への活用方策の検討を進める。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

平成30年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の実施

平成29年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものにつ

いては、それぞれ以下のとおり実施する。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）

調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。

- ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）

研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、卵及び乳に関する調査審議を開始する。さらに、麦類及びそば類に関する科学的知見を収集する調査事業を実施する。

- (3) 「自ら評価」の結果の情報発信等

平成30年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。平成29年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

- 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成30年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

- 2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成31年1月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

- 1 食品健康影響評価技術研究の推進

- (1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成31年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲

げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成29年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成29年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(3) 平成30年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成30年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成30年10月に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成31年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

平成30年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

第6 リスクコミュニケーションの促進

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

特に、委員会の活動を理解していただくため、各専門調査会等を紹介したページを設けるとともに、学校教育関係者や小さな子どもを持つ親に人気の高いキッズボックスについて、掲載頻度を増やす。

また、ホームページをより見やすくするため、過去の情報の整理等を行う。

(2) Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえ、機動的対応が必要な健康被害案件の発信のほか、季節性のある注意喚起や食品の安全に関する科学的な知識の普及等、各種記事の適時・適切な発信を行う。

また、必要に応じて記事を英訳し、発信を行う。

(3) メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等委員会の活動状況を簡潔に「Weekly版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。

(4) ブログ

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

(5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。

また、パンフレット「食品安全委員会」の日本語版及び英語版を改訂し、意見交換会や関係者との交流等において配布する。

さらに、子どもと一緒に読めるように、キッズボックスの記事をリーフレットや冊子等の印刷物とし、ニーズのある学校教育関係者、地方公共団体、図書館等に配布する。

(6) YouTube

食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発を目的とした講座である「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の開催動画を掲載するとともに、動画で発信するとより理解しやすい情報については、動画用コンテンツの作成を検討する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者等に、食品の安全に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」に分けて、地方での開催も含め実施する。また、特定の食品による過剰摂取等の恐れがある場合は、情報提供の方法を工夫し、その食品の摂取量が多い層に対し、的確に知識の普及啓発を行う。

上記を除く意見交換会については、学校教育関係者を重点対象として実施する。特に、波及効果を高めるため、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組み作り、説明内容の改善、現場で活用しやすい教材の作成・提供等を行う。

また、食品の安全性に関する用語集について必要に応じて見直しを行うとともに、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品の安全に関する教材（副読本）の作成に着手する。

さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問合せに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。

また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。

特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体とは、各団体の要望も踏まえ、共催での意見交換会や講師派遣等を実施する。

(4) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する学会での委員会委員による講演等及びブース展示を実施する。実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、学会での委員会委員による講演等とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成30年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように確かな整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索性データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

平成30年5月	P r i o n 2 0 1 8
6月	第86回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）
6月	第25回OECD新規食品・飼料作業部会合同部会
8月	米国バイオ規制視察
9月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）
9月	第3回欧州食品安全機関（EFSA）科学カンファレンス
9月	EFSAとの第6回定期会合
9月	レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2018
平成31年3月	米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

(2) 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

(3) 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）及びドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）と連携強化のための会合を開催するとともに、デンマーク工科大学（D T U）との協力文書の締結に向けて検討を進める。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

(4) 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

平成30年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

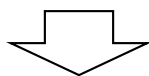
月	調査審議事項
6月	<ul style="list-style-type: none">○ 平成29年度食品安全委員会運営状況報告書について○ 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
11月	<ul style="list-style-type: none">○ 平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について○ 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
平成31年1月	<ul style="list-style-type: none">○ 平成31年度食品安全委員会運営計画について○ 平成30年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成31年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

平成30年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

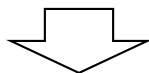
月	事 項
平成30年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 募集した意見等の整理
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成31年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

平成31年度新規研究課題決定までのスケジュール

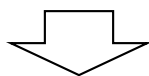
平成31年度に優先的に実施すべき研究課題の決定
(平成30年9月)



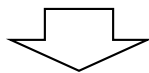
研究課題の募集
(平成30年10月)



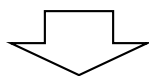
書面審査
(平成30年11月～12月)



ヒアリング審査
(平成31年1月)



研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整
(平成31年1月～2月)

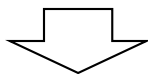


新規研究課題の食品安全委員会決定
(平成31年3月)

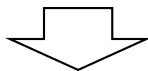
平成30年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成29年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（平成30年7月）



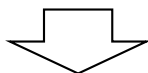
食品安全委員会への報告（平成30年9月）



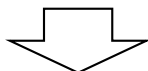
研究成果発表会（平成30年10月）

〔平成30年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（平成30年11月）



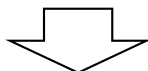
中間評価の実施（平成31年1月）



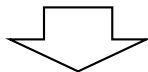
食品安全委員会決定（平成31年3月）

平成31年度に実施する調査課題の選定

平成31年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(平成30年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(平成31年1月～2月)



食品安全委員会決定
(平成31年3月)

「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する
意見の募集結果について

1. 実施期間 平成30年2月7日～平成30年3月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 頂いた御意見及び食品安全委員会の回答

頂いた御意見	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 食品安全委員会におかれましては日ごろ国民の食の安全を確保するためのサイエンスに根差した活動に感謝申し上げます。</p> <p>現在パブコメ中の「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」の「第9 国際協調の促進」（4）海外への情報発信として、「食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。」との記載があります。この中に食品安全委員会にて作成され、まだ英訳が行われていない各種ガイドラインの英訳を含めることを希望します。本邦における各ガイドラインを広く各国に理解いただくことは国際協調の視点から早急に取り組むべき優先度の高い事項と考えます。</p>	<p>【回答1】 御指摘をいただいた各種ガイドラインの英訳については、これまでも、海外からの関心が高いと思われるものを優先的に順次英訳作業を行っており、作業が終了したのからホームページに掲載しております。今後も、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が刊行するオンラインジャーナル「Food Safety」も含めて、国際的な情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>【意見2】 私たち食品事業者にとって、消費者をはじめ社会全体の信頼確保が極めて大切であり、そのため日頃よりリスクコミュニケーションに取り組んでいます。その中で、リスク評価機関である貴委員会の他の機関と連携・連動した取組みはもとより、貴委員会が直接行うリスクコミュニケーションの</p>	<p>【回答2】</p>

重要性が認識されるところです。

1. 平成30年度運営計画（案）のホームページや紙媒体他の様々な手段を通じた情報発信の更なる充実、および講座開催による科学的基礎知識の一層の普及啓発に期待します。この観点から、「第6 リスクコミュニケーションの促進」について、鋭意推進して頂きたい、以下意見を述べます。

なお、他の項目全般に関して、リスク管理機関からの要請あるいは「自ら評価」を問わず、健康影響評価の案件決定および実行・結果について、また調査について、その背景・目的と客観的評価結果を分かりやすく伝え、誤解や不安感の醸成につながらないよう慎重な公表をお願い致します。

(1) 事業者団体はじめ、マスメディア、消費者団体、職能団体等との連携体制構築は是非具体的に進めて頂きたい。事業者団体等の要望を十分に踏まえて共催での意見交換会の定期開催等、円滑な情報交換会の開催をお願いするとともに、貴委員会と個々の団体とだけではなく、関係団体が一堂に会する意見交換の場の設定をお願いしたい。

(2) 特に消費者全体の食品安全に関する誤解ない正確な理解を得ることは、食料の安定供給とこれを担う食品産業の健全な発展のために必須である。このため、消費者への影響力の大きいマスメディアや番組制作会社等に対する日常継続した正しい情報発信をお願いしたい。

(1) 事業者団体を始め、マスメディア、消費者団体、関係職能団体等との連携については、定期的に意見交換の場を設けるなど、今後も、関係強化を図ってまいります。

その際、各団体の要望も踏まえながら、共催での意見交換会の開催、講師派遣等、更なる連携の強化を進めてまいります。

また、現在、委員会の運営全般に関する事項等を所掌する企画等専門調査会においては、事業者団体を始め、消費者団体、関係職能団体等の様々な立場の方々に専門委員として御意見をいただいているところです。今後も、当該調査会での御意見をしっかりと委員会の運営にいかしてまいりたいと考えております。

(2) 委員会では、現在、マスメディアを通じて食品安全に関する科学的な知識の普及させる観点から、定期的に報道関係者との意見交換会を開催するとともに、機動的な対応が必要な健康被害案件の発信等については、Facebookを始め、様々な手段を通じて迅速かつ的確に情報発信を行ってまいります。

<p>(3) また、食品安全に関する正しい見方・理解のためには、低学年からの教育が重要となる。現在、家庭科等において、教材や実際の授業等で必ずしも科学的な情報提供や指導がなされているとは言えない実態が散見される。文部科学省はじめ関連省庁・機関が連携の上、このような状況を改善する必要がある。</p> <p>2. 「第7 緊急事態への対処」については、事業者からも期待するところが大きいですが、その体制と対処の方向性や具体的内容については事業者の実態および意見を十分踏まえたものにして頂きたい。</p> <p>3. 誤解や間違った情報に基づく風評被害を防ぐために、そのような問題発生の可能性が発見された場合や発生初期段階で貴委員会より迅速に正しい情報を公表して頂きたい。そのために、一層身近な存在として、我々事業者団体等との日常の迅速かつ円滑な連絡・連携の実行をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>今後も、より多くの報道関係者に参加していただけるよう運営を行いつつ、更なる関係強化を図ってまいります。</p> <p>(3) 御指摘を踏まえ、平成30年度においては、必要に応じ関係省庁と連携を図りながら、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品安全に関する教材の作成に着手してまいりたいと考えております。</p> <p>2. 御指摘をいただいたように、緊急事態への対応については、事業者団体からの専門委員を含む企画等専門調査会において御意見を伺いつつ、関係省庁と連携を図りながら、充実したものとなるようにしてまいります。</p> <p>3. 御指摘をいただいたように、機動的な対応が必要な健康被害案件の発信等については、Facebookを始め、様々な手段を通じて迅速かつ的確に情報発信を行ってまいります。</p> <p>また、機動的な対応ができるよう、日ごろから事業者団体を始め、各団体と意見交換会を開催するなど、連携強化を図ってまいります。</p>
<p>【意見3】</p> <p>生活協同組合や組合員にとって、食品の安全性は大きな関心事です。消費者は食品の安全やリスクに関する正しい情報を十分に受け取り、それらを理解し、自らの選択・判断に生かす必要があります。この点で、食品安全委員会の行う食品健康影響評価等の情報提供やリスクコミュニケーションは極めて重要です。</p> <p>以上をふまえ、食品安全委員会の「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」に</p>	<p>【回答3】</p>

対し、当会の意見を提出いたします。

1. 食品添加物に指定された時期が古く安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。そのためにはリスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的再評価の仕組みや優先順位の設定などの検討をおこなってください。

【第3 食品健康影響評価の実施 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】に関して

食品安全基本法の制定後、食品添加物の指定に関しては、貴委員会が適切にリスク評価を行い、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性に関する評価が不十分なものが存在します。安全性の根拠に乏しい食品添加物のリスク評価の見直しを迅速に行ってください。また合わせて、新しい科学的知見に基づいた定期的な食品添加物の再評価も必要に応じて行ってください。

欧州食品安全機関（EFSA）は、欧州で現在使用されている食品添加物等の再評価を行っています。日本でも日頃から国内外の情報をもとに、現在流通・販売等されている食品添加物の中から再評価が必要なものを抽出、優先順位品目を設定し、適切に評価するしくみを構築すべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

2. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して

1. 食品添加物は基本的には企業申請品目であることから、企業やリスク管理機関がデータをそろえ、委員会に諮問されるものと考えています。厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理の在り方を検討すべきであることから、御意見については同省に伝えます。

2. 御指摘いただいた農薬、飼料添加物、器具・容器包装及びアレルゲンを含む食品の表示に関する評価ガイドライン等については、策定する重要性があるとの認識に立って、検討を進めているところです。なお、

食品健康影響評価を行うため、評価ガイドラインの整理とその公開を進めてください。すでに「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」等の評価ガイドラインが策定され、「動物用医薬品」について意見募集が行われています。しかし、「農薬」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは現在も未策定です。平成30年度計画（案）に示されたアレルゲンの評価ガイドラインをはじめ、これらの評価ガイドラインについても早急に策定することを求めます。

3. いわゆる「健康食品」について、「国民の関心の高い事項」として重点化し、昨年に継続して周知や理解促進に取り組んでください。

【第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害の事例が発生しています。現在、機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」について、商品の種類が増加し、消費者は手軽に購入することができます。一方で、広告が氾らんすることはあっても、消費者がいわゆる「健康食品」のリスクについて学んだり、機能性表示食品制度に関する情報に触れることはほとんどありません。その結果、消費者の理解が十分に進んでいないのが現状です。今後も継続した情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションが必要だと考えます。いわゆる「健康食品」を、1. (2) ②に書かれている「国民の関心の高い事項」とし、計画の中に重点として位置づけ、リスクコミュニケーション等を行ってください。

2015年に貴委員会がまとめた「いわゆる

平成29年7月に栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針を決定・公表し、第132回肥料・飼料等専門調査会（平成30年3月23日）において飼料添加物の評価指針について審議を開始したところです。

3. いわゆる「健康食品」に関して、平成29年度は、リスク管理機関との共催での意見交換会の開催に加えて、「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、講師を地方公共団体や消費者団体等に派遣して説明を行うとともに、Facebook、メールマガジン及び季刊誌を通じての情報発信を行いました。

また、平成29年度において食品安全に関するリスクコミュニケーション等を実施する優先順位の高い事項を明らかにするために実施したデルファイ法による研究調査において、優先順位が高い事項の一つとして、御指摘のいわゆる「健康食品」も挙げられたところです。

これを踏まえ、平成30年度においては、地方公共団体や消費者団体等の御要望を伺いつつ、「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、引き続き積極的に意見交換や情報発信を行ってまいります。

『健康食品』に関する報告書及びメッセージは、消費者が理解しやすい内容であると高く評価します。しかしこのメッセージは、いまだ消費者に十分に活用されていません。様々な媒体や方法を駆使し、報告書の内容をもっと広く社会に知らせてください。報告書には、「『健康食品』は、多くの場合が『健康な成人』を対象にしています。高齢者、子ども、妊婦、病気の人が『健康食品』を摂ることには注意が必要です。」とあります。これら幅広い層の消費者に向けて、地方自治体や消費者団体の協力を得ながら多様なコミュニケーションの場を作ることが必要だと考えます。

4. 消費者が食品のリスクを適切に理解するため、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやす（リスクのものさし）の作成を検討してください。

【第1 平成30年度における委員会運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

食品添加物や農薬等に対する不安や恐れを強く感じている消費者は多くいます。個々の食品や物質に関するリスクについて、詳しい説明は大切ですが、管理されているリスクであるにもかかわらず、説明によってかえってリスクを強く意識してしまうことがあります。また、そのことによって本来対応すべきリスクへの認識が弱くなったり、社会的にかけべきリスク管理のコストについての判断がアンバランスになる傾向も見られます。貴委員会は食品健康影響評価の専門機関として、種々の物質のリスク評価に日々取り組み、積極的に情報を公開しています。ただ、公開される情報は膨大かつ専門的です。一般消費者にとっては、それらを読み解き、自らの生活に照らして

4. 食品のリスクの全体像等を始めとした食品の安全性に関する理解の向上を推進させる観点から、平成30年度においては、「みんなのための食品安全勉強会」を始め、委員会が主催する又は委員が講師を務める意見交換会においては「リスクアナリシスの基本・概念」を必ず説明することとしております。

この「リスクアナリシスの基本・概念」については、平成29年度において食品安全に関するリスクコミュニケーション等を実施する優先順位の高い事項を明らかにするために実施したデルファイ法による研究調査において、優先順位が高い事項の一つとして挙げられているところです。

必要な情報を選び取ったり、それらを総合的に理解したりすることは困難です。食に関して、リスクの大きさを総合的に捉えられるような手掛かり、相対的なリスクの大きさや状況による違いを理解する手助けになるめやすが別途必要だと考えます。

すでに米国やオランダ等では、リスクを相対的に比較する試みが行われています。食に関するリスクの比較は様々な手法があり大変難しいと思いますが、消費者の理解を促進するようなリスクコミュニケーションを行うためにも、リスク評価を担当する貴委員会として、リスクを相対的に比較して表しためやす（リスクのものさし）の作成を喧噪してください。

以上

※頂いたものをそのまま掲載しています。